

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人岩崎学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	理学療法学科 (新・旧・旧旧カリキュラム共通)	夜・ 通信	330 時間	320 時間	
	作業療法学科 (新・旧・旧旧カリキュラム共通)	夜・ 通信	330 時間	320 時間	
(備考) ・理学療法学科の1・2年生は新カリキュラム、3年生は旧カリキュラム、4年生は旧旧カリキュラム ・作業療法学科の1・2年生は新カリキュラム、3年生は旧カリキュラム、4年生は旧旧カリキュラム					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

各学年のシラバスとともに教職員室内に設置・公開。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	横浜リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人岩崎学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

法人本部事務所に備え付け

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	企業経営者	令和7年5月29日 ～ 令和11年度定時 評議員会終結時	法人運営に関する 助言と指導
非常勤	企業経営者	令和7年5月29日 ～ 令和11年度定時 評議員会終結時	法人運営に関する 助言と指導
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人岩崎学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画書(シラバス)の作成過程 教務チーム内で組織されるFD(faculty development)推進係担当者が一般財団法人日本リハビリテーション振興会主催の教育力グレードアップ講座に参加。効果的な授業の組み立て方を踏まえたシラバスの作成方法について研修を受け、校内で共有。本校に最適なシラバスの様式を作成した。各科目担当教員はカリキュラムマップの作成やシラバスの十分な説明等、よりアクティブな学習行動を促す方法を検討し、シラバスを作成した。 ・授業計画書の作成・公表時期 シラバスは原則、当該授業実施前年度3月下旬に公開。 ・シラバスには授業の科目名、対象、開講時間、担当教員、目的・目標、授業スケジュール、教科書、評価に関わる基準、担当教員のオフィスアワー、実務経験が記載される。具体的な見方、公開方法は「学生生活の手引き」に記載。入学時オリエンテーションで配布・説明する。	
授業計画書の公表方法	シラバスは学年別にファイリングし教職員室に設置・公開。 学生は学生専用LMSにてオンラインで確認可能。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 各科目の評価方法についてはシラバスに明記。学生には目的や目標、スケジュール等とともに授業開始前に確認を指示。 定期試験および評価基準については入学時オリエンテーションで学生に定期試験規定を配布・説明。定期試験の得点および授業内平常点（課題・作品提出）等から評価点を算出し、進級判定会議において下記の基準で各科目の成績を評価。単位認定を実施。 理学療法学科の臨床実習Ⅰ～Ⅴ、作業療法学科の臨床実習Ⅰ～Ⅳについては「臨床実習の手引き」に評価基準を明記。実習開始前に内容を学生に周知、臨床実習指導者には臨床実習指導者会議にて周知し、評価基準統一を図る。教務部内で臨床実習指導者の評価を基に２段階評価にて臨床実習の学習成果を評価。単位認定を実施。 評価基準 ５段階評価〔評価点が算出可能な場合〕 ・評価点 90 点以上 「S」 評価 ・評価点 80 点以上 90 点未満 「A」 評価 ・評価点 70 点以上 80 点未満 「B」 評価 ・評価点 60 点以上 70 点未満 「C」 評価 ・評価点 60 点未満 「D」 評価 ２段階評価〔評価点が算出不可可能な場合〕 ・「認」 評価 ・「否」 評価 再試験の成績の評価については、評価点 60 点以上を「C」評価とする。 成績の評価の「S」、「A」、「B」、「C」および「認」評価を合格、「D」および「否」評価を不合格とする。合格した科目については、所定の単位を認定する。	
３．成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ５段階評価による科目を対象に下記の基準で各科目の GP を算出。その平均値（GPA）によって各学生の成績と学科の成績分布を確認する。 「S」 評価：4.0 「A」 評価：3.0 「B」 評価：2.0 「C」 評価：1.0 「D」 評価（不合格）：0.0 ※2 段階評価は除外する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	シラバスファイルとともに教職員室内に設置・公開 学生には「学生生活の手引き」を PDF にて学園ポータルから配信し、周知。
４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

下記ポリシーに基づき、学則第 22 条の定めにより卒業判定会議にて卒業を認定する。
又、履修科目の臨床実習、卒業研究、理学療法・作業療法リテラシーにて総合的な評価を行っている。

ディプロマ・ポリシー

- ① 理学療法士・作業療法士として社会貢献を志向する人材
(利他的思考、職業観、人生観)
- ② 理学療法士・作業療法士として最良の結果を追い求める人材
(プロ意識、問題解決能力、積極性、探究心)
- ③ 理学療法士・作業療法士として相手の気持ちに寄り添える人材
(豊かな人間性、コミュニケーション能力)

定期試験 に含まれない科目の単位認定

当該科目の単位修得については、以下の要件で試験に合格しなければならない。

- a. 科目：理学療法学科「理学療法リテラシー」
作業療法学科「作業療法リテラシー」
- b. 受験資格： 4 年次必須科目である臨床実習の単位ならびに卒業研究の単位を修得もしくは修得見込みであること。かつ、各シラバスで示す授業内容を 30 回以上出席すること。なお、学生納付金未納者は正当な理由により許可を受けた場合のみ受験できる。
- c. 方法：授業を受講し、国家試験に準じた専門基礎科目・専門科目それぞれ 3 回の試験を行うものとする。
- d. 評価： 3 回の試験の各科目において、それぞれ基準点以上のものを合格とする。
(可否の基準については、国家試験の変化に対応させて年度ごとに卒業成績判定会議にて決定する。)
 - ・合格： 3 回の試験でそれぞれの科目ですべて基準点以上
 - ・不合格： 3 回の卒業試験ですべて基準点未満 (1 科目以上)
 - ・再評価：上記以外のもの (再評価対象)

3 回の卒業試験の基準点と成績の組み合わせ (順不同)		専門基礎 (共通)			
		3 回全て基準点以上	3 回のうち 2 回が基準点以上	3 回のうち 1 回が基準点以上	3 回全て基準点未満
専門	3 回全て基準点以上	合格	再評価	再評価	不合格
	3 回のうち 2 回が基準点以上	再評価	再評価	再評価	不合格
	3 回のうち 1 回が基準点以上	再評価	再評価	再評価	不合格
	3 回全て基準点未満	不合格	不合格	不合格	不合格

e.再試験：

- ・再評価に該当する者に対し再試験を実施する。再試験は、専門基礎科目・専門科目の両方を受験するものとする。そのうちいずれか一つでも再試験の結果が基準点未満の場合は、不合格とする。(基準については、国家試験の変化に対応させて年度ごとに決定する。)
- ・再試験の受験を希望する者は指示された期間内に必ずクラス担任印を押した「再試験受験申込書」を事務室に提出しなければならない。なお、スタログから出力し印刷した「再試験 受験申込書」は担任印が不要である。

・理由のいかんにかかわらず再試験に欠席、または所定の得点を取得できなかった場合は不合格とする。 ・再試験の受験に際しては机上に「再試験料受領書・再試験受験許可証」を提示しなければならない。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	シラバスファイルとともに教職員室内に設置・公開 学生には「学生生活の手引き」を PDF にて学園ポータルから配信し、周知。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人岩崎学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.iwasaki.ac.jp/financial_2025.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.iwasaki.ac.jp/financial_2025.html
財産目録	https://www.iwasaki.ac.jp/financial_2025.html
事業報告書	https://www.iwasaki.ac.jp/financial_2025.html
監事による監査報告（書）	https://www.iwasaki.ac.jp/financial_2025.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	理学療法学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	3645（1・2年生） 《3555（3年生）》 【3465（4年生）】 単位時間／単位	1680 《1650》 【1560】 単位時間 ／単位	630 《600》 【600】 単位時間 ／単位	1035 《1035》 【1035】 単位時間 ／単位	0 《0》 【0】 単位時間 ／単位	300 《270》 【270】 単位時間 ／単位
			3645（1・2年生） 《3555（3年生）》 【3465（4年生）】 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
320 人		315 人	0 人	12 人	17 人	29 人	

※令和5年4月1日、令和6年4月1日に学則変更を実施。

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守した上で4年制の専修学校として下記ポリシーに則りカリキュラムを編成。前期・後期の2期制にて授業を実施する。 また、教育課程編成委員会の結果を受け、常に社会のニーズを反映するよう努める。 カリキュラムポリシー ① 科学的根拠に基づいた臨床的思考を備えるための臨床教育課程を編成する。 （研究法、総合演習、臨床実習） ② 医療・地域・福祉分野に貢献できる知識や技術を習得できる教育課程を編成する。 （理学療法概論、地域リハビリテーション論・演習） ③ 常に学び続け、時代の変化・先端医療に対応できる教育課程を編成する。 （IT活用法、リハビリテーションロボティクス、外国語リテラシー） 各学年次の学習目標

1 年次：社会人としての基本態度を自ら学び、考え、行動する力を身につける。 2 年次：医療従事者としてふさわしい資質と人間性を身につける。 理学療法・作業療法にかんする医学的基礎知識と思考過程を習得する。 3 年次：理学療法・作業療法に関する専門的知識・技術の習得と臨床を想定した応用力を身につける。 4 年次：臨床教育を通して、実践的な知識と技術を統合する。
成績評価の基準・方法
(概要) 各科目の評価方法についてはシラバスに明記。学生には目的や目標、スケジュール等とともに授業開始前に確認を指示。 定期試験および評価基準については新入生オリエンテーションで学生に定期試験規定を説明。定期試験の得点および授業内平常点（課題・作品提出）等から評価点を算出し、進級判定会議において下記の基準で各科目の成績を評価。単位認定を実施。 臨床実習Ⅰ～Ⅴについてはシラバスならびに「臨床実習の手引き」に評価基準を明記。実習開始前に内容を学生と臨床実習指導者に周知するとともに臨床実習指導者会議にて評価基準統一を図る。教務部会議等にて単位認定を実施。 評価基準 5 段階評価〔評価点が算出可能な場合〕 ・評価点 90 点以上 「S」 評価 ・評価点 80 点以上 90 点未満 「A」 評価 ・評価点 70 点以上 80 点未満 「B」 評価 ・評価点 60 点以上 70 点未満 「C」 評価 ・評価点 60 点未満 「D」 評価 2 段階評価〔評価点が算出不可能な場合〕 ・「認」 評価 ・「否」 評価 再試験の成績の評価については、評価点 60 点以上を「C」評価とする。 成績の評価の「S」、「A」、「B」、「C」および「認」評価を合格、「D」および「否」評価を不合格とする。合格した科目については、所定の単位を認定する。
卒業・進級の認定基準
(概要) 入学時オリエンテーションで以下の内容を学生に提示。 (1) 進級および卒業の要件 本校学則に定める各学年の教育課程を修了し、進級要件を満たしている学生に関して進級判定会議にて判定し、進級の認定を行っている。また、本校学則に定める全教育課程を修了し卒業要件を満たしている学生に関して本校のディプロマ・ポリシーである「社会貢献を施行する人材」「最良の結果を追い求める人材」「相手の気持ちに寄り添える人材」の3項目の修得状況について卒業判定会議により判定し、卒業認定を行っている。 (2) 留年 修得すべき学年において1科目でも必修科目に不合格があれば、原則的に留年の扱いとなる。但し、これについては年度末の進級判定会議にて総合的に判断された上で決定する。4年次については、必修科目に不合格があれば、卒業判定会議を経て決定される。 (3) 卒業延期 卒業延期の対象は、理学療法学科にあたっては4年次履修科目である理学療法リテラシーに不合格となった者である。 期間は1年間とし、さらに1年間卒業を延長することができる。

学修支援等
(概要) クラス担任による定期面談の実施、保護者との連携、三者面談の実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
80 人 (100%)	0 人 (0%)	76 人 (95.0%)	4 人 (5.0%)
(主な就職、業界等) 病院、介護老人保健施設、等			
(就職指導内容) 就職ガイダンスの実施、就職合同説明会実施、履歴書添削、個別面接指導、等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 理学療法士国家試験受験資格、初級・中級パラスポーツ指導員			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
328 人	19 人	5.8%
(中途退学の主な理由) メンタル不良や進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期的な個人面談、スクールカウンセリングへの促し、等		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	作業療法学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	3765（1・2年生） 《3735（3年生）》 【3600（4年生）】 単位時間／単位	2130 《2130》 【2040】 単位時間 ／単位	300 【270】 【270】 単位時間/ 単位	1125 《1125》 【1080】 単位時間 ／単位	0 《0》 【0】 単位時間 ／単位	210 《210》 【210】 単位時間 ／単位
			3765（1・2年生） 《3735（3年生）》 【3600（4年生）】 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		164 人	0 人	7 人	19 人	26 人	

※令和 5 年 4 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日に学則変更を実施。

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守した上で 4 年制の専修学校として下記ポリシーに則りカリキュラムを編成。前期・後期の 2 期制にて授業を実施する。 また、教育課程編成委員会の結果を受け、常に社会のニーズを反映するよう努める。 カリキュラムポリシー ① 作業療法士としての地域(医療のみならず地域・福祉・保健・教育・労働)社会活動へ貢献できる知識や技術を早期から習得できる教育課程を編成する。 (作業療法実習、地域見学実習、基礎実習) ② 作業療法士としての科学的な探究心と根拠に基づいた臨床実践教育課程を編成する。 (IT 活用法、研究法、トレーニング理論) ③ グローバルなコミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな自律性の高い学生となる教育課程を編成する。 (カウンセリング心理学、心理学、教育学、外国語リテラシー) 各学年次の学習目標 1 年次：社会人としての基本態度を自ら学び、考え、行動する力を身につける。 2 年次：医療従事者としてふさわしい資質・人間性を身につける。 理学療法・作業療法にかんする医学的基礎知識と思考過程を習得する。 3 年次：理学療法・作業療法に関する専門的知識・技術の習得と臨床を想定した応用力を身につける。 4 年次：臨床教育を通して、実践的な知識と技術を統合する。
成績評価の基準・方法
（概要） 各科目の評価方法についてはシラバスに明記。学生には目的や目標、スケジュール等とともに授業開始前に確認を指示。 定期試験および評価基準については新入生オリエンテーションで学生に定期試験規定を配布・説明。定期試験の得点および授業内平常点（課題・作品提出）等から評価点を算出し、進級判定会議において下記の基準で各科目の成績を評価。単位認定を実施。 臨床実習Ⅰ～Ⅳについてはシラバスならびに「臨床実習の手引き」に評価基準を明

記。実習開始前に内容を学生と臨床実習指導者に周知するとともに臨床実習指導者会議にて評価基準統一を図る。教務部会議等にて単位認定を実施。 評価基準 5段階評価〔評価点が算出可能な場合〕 ・評価点 90 点以上 「S」 評価 ・評価点 80 点以上 90 点未満 「A」 評価 ・評価点 70 点以上 80 点未満 「B」 評価 ・評価点 60 点以上 70 点未満 「C」 評価 ・評価点 60 点未満 「D」 評価 2段階評価〔評価点が算出不可能な場合〕 ・「認」 評価 ・「否」 評価 再試験の成績の評価については、評価点 60 点以上を「C」評価とする。 成績の評価の「S」、「A」、「B」、「C」および「認」評価を合格、「D」および「否」評価を不合格とする。合格した科目については、所定の単位を認定する。			
卒業・進級の認定基準			
入学時オリエンテーションで以下の内容を学生に提示。 (1) 進級および卒業の要件 本校学則に定める各学年の教育課程を修了し、進級要件を満たしている学生に関して進級判定会議にて判定し、進級の認定を行っている。また、本校学則に定める全教育課程を修了し卒業要件を満たしている学生に関して本校のディプロマ・ポリシーである「社会貢献を施行する人材」「最良の結果を追い求める人材」「相手の気持ちに寄り添える人材」の3項目の修得状況について卒業判定会議により判定し、卒業認定を行っている。 (2) 留年 修得すべき学年において1科目でも必修科目に不合格があれば、原則的に留年の扱いとなる。但し、これについては年度末の進級判定会議にて総合的に判断された上で決定する。4年次については、必修科目に不合格があれば、卒業判定会議を経て決定される。 (3) 卒業延期 卒業延期の対象は、作業療法学科にあたっては4年次履修科目である作業療法リテラシーに不合格となった者である。 期間は1年間とし、さらに1年間卒業を延長することができる。			
学修支援等			
(概要) クラス担任による定期面談の実施、保護者との連携、三者面談の実施。			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36 人 (100%)	0 人 (0%)	35 人 (97.2%)	1 人 (2.8%)
(主な就職、業界等) 病院、介護老人保健施設、等			

(就職指導内容) 就職ガイダンスの実施、就職合同説明会実施、履歴書添削、個別面接指導、等
(主な学修成果(資格・検定等)) 理学療法士国家試験受験資格、初級パラスポーツ指導員
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
164 人	5 人	3.0%
(中途退学の主な理由) メンタル不良や進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期的な個人面談、スクールカウンセリングへの促し、等		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
理学療法 学科	300,000 円	800,000 円	500,000 円	その他：設備費、実習費
作業療法 学科	300,000 円	800,000 円	500,000 円	その他：設備費、実習費
修学支援（任意記載事項）				
岩崎学園奨学生制度、岩崎学園震災特別対応基金制度、特待生制度、等 日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補者に対して、入学金は入学意思の確認のため一旦納入をお願いしつつ、希望者には授業料等の学費については入学後に授業料等減免額を減じた金額の分割納入を認めている。その他、個々の学生の状況・希望に応じた柔軟な対応を実施している。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://ycr.iwasaki.ac.jp/school/disclosure/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校法人岩崎学園 横浜リハビリテーション専門学校学則の第 4 条の自己点検・評価の規定に基づき、学校関係者評価を実施する機関として学校関係者評価委員会を設置し、委員として適任と思われる者を委嘱する。自己点検・評価を元に学校長は委員に対し以下の内容に関し意見を求める。 ・本校の教育目標、教育方針、教育計画に関すること。 ・教育活動の実施に関すること。 ・学校と地域の連携の進め方に関すること。 ・その他本校の学校運営に関すること。 評価委員会は 10 月・4 月に実施。前年度の評価結果は達成状況の確認、取り組み内容の妥当性、低評価項目に対する改善策の検討に使用。委員の意見を踏まえ学校長の責任において本年度の教育内容へ反映する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
品濃町内会	2023 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日（2 年）	地域
医療法人横浜博萌会 西横浜国際病院	2023 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日（2 年）	企業等委員
医療法人財団明理会 東戸塚記念病院	2023 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日（2 年）	企業等委員
亀田メディカルセンター 亀田森の里病院	2023 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日（2 年）	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ycr.iwasaki.ac.jp/school/disclosure/
第三者による学校評価（任意記載事項）
一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構 認定 有効期間：2022 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 認定校一覧： https://jcore.or.jp/accreditation/a2021/

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ycr.iwasaki.ac.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114310000508
学校名（〇〇大学 等）	横浜リハビリテーション専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人岩崎学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		81人（－）人	77人（－）人	87人（ 11）人
内 訳	第Ⅰ区分	33人	30人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	27人	30人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	12人	12人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				87人（ 11）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人		
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。